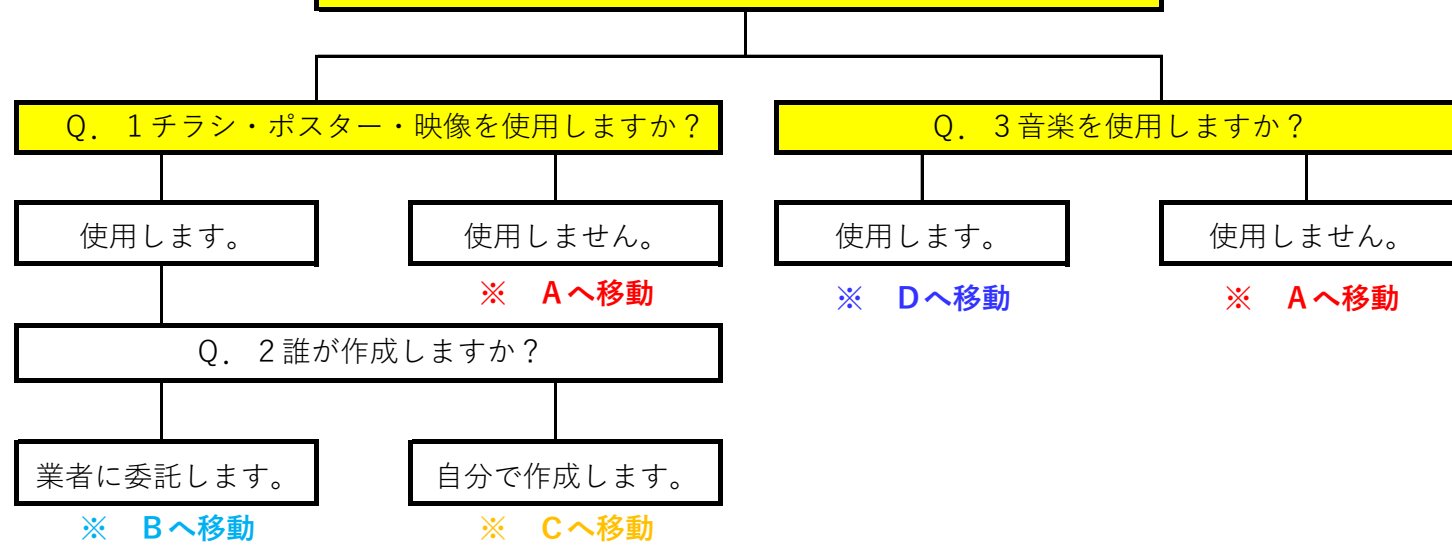


## イベントなどを開催する場合



### ※著作物とは

知的な創作活動によって何かを作り出した人に付与される知的財産権（知的所有権）は特許権、実用新案権、意匠権、商標権といった「産業財産権（工業所有権）」と「その他」、そして、文化的な創作物を保護の対象とする「著作権」に分けることができます。「著作権」は、著作権法という法律で保護されています。文化的な創作物とは、文芸、学術、美術、音楽などのジャンルに入り、人間の思想、感情を創作的に表現したもののことで、著作物といいます。

<b>A</b>	著作物はありませんので、そのまま問題ありません。
<b>B</b>	作成を依頼する業者に著作物に関する使用方法を確認してください。
<b>C</b>	イラストや写真・映像などは自作です。⇒ 著作権の確認は不要です。
<b>C</b>	イラストや写真・映像などに引用・転用があります。⇒ 著作者の許可が必要です。
<b>C</b>	フリー素材を使用します。⇒ フリー素材の出所をしっかりと確認し使用してください。

<b>D</b>	音楽の使用法は？		
	A	公演やイベントや事業における講師等の入退場時や開始前のBGM等として	⇒ Q. 4へ
	B	事業における演奏者の演奏として	⇒ Q. 5へ
	C	パワーポイントやDVD、映像等の中で流れる音楽として	⇒ Q. 8へ
その際かける音源（CDやLP等）は原盤ですか？			
Q. 4	A	はい。自身で購入、または借りた原盤です。	⇒ Q. 5へ
	B	いいえ。この事業の為に編集、作成したものです。	⇒ レンタルしたものはもちろん、自分のCDをCD-Rに焼いたものも『複製』にあたり、著作権料が発生するため、JASRAC等に許可を得てください。
参加費は無料ですか？			
Q. 5	A	無料です。	⇒ Q. 6へ
	B	有料です。	⇒ Q. 9へ
実演家への報酬は無料ですか？			
Q. 6	A	無料です。	⇒ Q. 7へ
	B	有料です。	⇒ 有料の場合は著作権が発生するため、JASRAC等に許可を得てください。また実演家が支払うのか当方で支払うのか確認してください。
	C	実演家はいません。	⇒ Q. 7へ
営利性がありますか？			
Q. 7	A	ありません。	⇒ 原則としては著作権料は発生しませんが、ダンス等の音楽を利用したイベント等は著作権が発生する場合があります。JASRAC等に確認してください。
	B	あります。	⇒ Q. 9へ
誰が作成しますか？			
Q. 8	A	外部業者に委託します。	⇒ 発注先に著作権等の確認をしてください。
	B	自分たち（団体を含む）で作成します。	⇒ ムービーやスライド等に音楽を組み込んで使用した場合『複製』にあたり、著作権が発生するため、JASRAC等に許可を得てください。
会場は包括的利用許諾契約を結んでいますか？			
Q. 9	A	はい。包括的利用許諾契約を結んでいます。	⇒ 原則としては著作権料は発生しませんが、会場管理者と著作権の契約について問い合わせ下さい。
	B	いいえ。包括的利用許諾契約を結んでません。	⇒ 著作権料が発生するため、JASRAC等に許可を得てください。